

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.1
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社日本政策投資銀行 代表取締役社長 地下 誠二
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
【報告義務発生日】	令和8年5月22日
【提出日】	令和8年5月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション
証券コード	2769
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所スタンダード市場

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社 日本政策投資銀行
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成20年10月1日
代表者氏名	地下 誠二
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	金融機関

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒450-6420 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 株式会社日本政策投資銀行 東海支店 業務課 課長 榎本 顕司
電話番号	052-589-6891（代表）

(2)【保有目的】

純投資

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等(株・口)	1,848,830			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H	O
新株予約権付社債券(株)	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計(株・口)	V 1,848,830	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の 数	AA			
保有株券等の数(総数) (V+W+X+Y-Z-AA)	AB			1,848,830
株券、株券預託証券及び株券信託受益 証券のうち保有潜在株券等の数に加算 すべきものの数	AC			1,847,330
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N +O+P+Q+R+S+T+U+AC)				1,847,330

上記「保有株券等の数(総数)」は、A種優先株式(無議決権株式)1,500株と引換えに交付される議決権のある株式に係る株券等の数です。

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和8年5月22日現在)	AD	7,863,200
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の 数	AE	1,847,330
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合(%) (AB/(AD+AE-AF)×100)		19.04

直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	19.00
------------------------	-------

上記「株券等保有割合（％）」は、A種優先株式（無議決権株式）1,500株と引換えに交付される議決権のある株式に係る株券等の数に対する割合です。

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション（以下、「発行者」という。）及び株式会社日本政策投資銀行（以下、「引受人」という。）は、2017年10月13日付で、株式投資契約（以下、「本契約」という。）を締結し、提出者は、2017年12月22日付で、A種優先株式1,500株（以下、「本優先株式」という。）を取得しており、2026年5月22日付で、本契約に関する変更覚書を締結しております。

本契約における特筆すべき合意内容は以下のとおりです。

（金銭を対価とする取得請求権の行使に係る条件）

・引受人は、本優先株式について、金銭を対価とする取得請求を行う場合には、事前に発行者に対して、取得を請求する本優先株式の数を特定した書面により、その意向を通知する（以下、「取得請求事前通知」という。）。この場合、発行者は、引受人が取得請求権を行使すべき日（以下、「取得請求指定日」という。）を、引受人に書面により通知するものとし（以下、「取得請求日指定通知」という。）、引受人は、取得請求指定日に、取得請求事前通知の記載に従った本優先株式の金銭を対価とする取得請求を行う。

（普通株式を対価とする取得請求権の行使に係る条件）

・引受人は、本優先株式について、普通株式を対価とする取得請求を行う場合には、事前に発行者に対して、取得を請求する本優先株式の数及び取得請求権を行使する日（以下、「取得請求日」という。）を特定した書面により、その意向を通知し（以下、「取得請求事前通知」という。）、取得請求日に、取得請求事前通知の記載に従った本優先株式の普通株式を対価とする取得請求を行うものとする。

（引受人の事前の書面による承諾を要する事項）

<概要>

発行者は、本契約締結日以降引受人が本優先株式若しくは発行者の普通株式又は取得請求権若しくは取得条項に基づく発行者に対する金銭債権を保有している期間中、会社法又は定款上、発行者の株主総会における特別決議が必要とされている事項、定款の変更、解散、倒産手続開始の申出又は申立て、引受人以外の第三者に対する募集株式、募集新株予約権、募集新株予約権付社債の発行又は株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債を取得できる権利の付与、株式の分割、株式の併合又は株式無償割当て、新株予約権の内容の変更又はその目的である株式数若しくは行使価額の調整、一定の剰余金の配当、会社法第450条に定める剰余金の減少を伴う資本金の額の増加、会社法第451条に定める剰余金の減少を伴う準備金の額の増加等を行う場合には、引受人の事前の書面による承諾を得なければならない。

<目的>

本契約の実行に重大な悪影響を与える事態その他本契約の目的の達成が困難となる事態が生じることを回避することを目的としております。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	1,500,000
借入金額計（AH）（千円）	
その他金額計（AI）（千円）	

上記(AI)の内訳	
取得資金合計(千円)(AG+AH+AI)	1,500,000

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地